4　特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、基本調査及び簡易調査にあっては市町村長、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあっては都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

［5　略］

6　市町村長は、統計法施行令別表第一備考第七号の規定により同表五の項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。次条において「基本調査及び簡易調査の統計調査員等に関する事務」という。）を処理する場合において、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

7　都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（基本調査及び簡易調査の統計調査員等に関する事務の報告）

第十条　都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第七号の規定により基本調査及び簡易調査の統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときは、その旨を総務大臣に報告するものとする。

（委託の報告）

第十一条　市町村長は、統計法施行令別表第一備考第七号の規定により同表五の項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。第十三条第一項において「基本調査及び簡易調査の調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

4　前二項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、甲調査にあっては市町村長、乙調査にあっては都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

［5　同上］

6　市町村長は、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一備考第六号の規定により同表五の項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。次条において「甲調査の統計調査員等に関する事務」という。）を処理する場合において、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

7　都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（甲調査の統計調査員等に関する事務の報告）

第十条　都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第六号の規定により甲調査の統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときは、その旨を総務大臣に報告するものとする。

（委託の報告）

第十一条　市町村長は、統計法施行令別表第一備考第六号の規定により同表五の項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。第十三条第一項において「甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第十二条　基本調査及び簡易調査にあっては市町村長、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあっては都道府県知事は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票をそれぞれ交付するものとする。

［2　略］

（調査の方法及び期間）

第十三条　全国家計構造調査は、調査員（第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十五条第三項及び第四項において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第七号の規定により基本調査及び簡易調査の調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者（第十五条第三項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の基本調査世帯、簡易調査世帯、特別調査世帯又は個人収支状況調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

2　前項の規定による調査は、実施年の九月一日から十二月三十一日までの間において行う。

3　前二項の規定にかかわらず、家計調査世帯特別調査のうち第七条第一項第一号から第六号までに掲げる事項（家計調査（家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第一条に規定するものをいう。以下この条において同じ。）で把握している事項に限る。）並びに個人収支状況調査のうち第七条第一項第二号及び第五号に掲げる事項（家計調査で把握している事項に限る。）に係る調査については、総務大臣が、家計調査規則第十三条の規定により保存されている調査票の内容から電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第十二条　甲調査にあつては市町村長、乙調査にあつては都道府県知事は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

［2　同上］

（調査の方法及び期間）

第十三条　全国家計構造調査は、調査員（第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十五条第三項において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第六号の規定により甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者（同項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の甲調査世帯又は乙調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

2　前項の規定による調査は、実施年の八月十五日から十二月二十日までの間において行う。

［新設］